

中小企業の振興に関する条例の一部を改正する条例要綱（案）

（中小企業の振興に関する条例改正要綱（案））

1 改正の必要性

本条例は、中小企業の振興に係る県の姿勢を明確にすることにより、永続的な取組の実効性を担保するものである。また、地域経済の活性化、ひいては「地域創生」の実現に向けて各般の施策を総動員することにより、県が先頭にたって地域ぐるみで中小企業振興に積極的に取り組むとの決意とその方策の基本的な方向等を総合的かつ体系的に定めるものであり、平成27年10月の制定後、同条例に基づき策定されているひょうご雇用・経済活性化プランとともに中小企業振興に大いに資してきたものである。

その一方、近年、豪雨や台風等による自然災害に対し、中小企業の事業運営が困難になったり、時にはその存続自体が危うくなったりするケースが珍しくなく、これによる経済活動の停滞などの社会的影響が問題視されはじめている。

温暖化により異常気象が増加する可能性が言及され、南海トラフ地震の発生も差し迫る中、ますます多様化するリスクに対し、企業防災の分野では、単に災害予防という観点だけでなく、災害によるダメージから、企業がいかに早く立ち直れるかが求められるようになっており、地域経済を支える中小企業が災害が起きた場合でも事業継続が可能になるような環境整備が必要であるという観点から条例の改正を行なう。

2 改正内容

（1）県として取り組むべき施策の方向性に以下の項目を追加。

（中小企業の災害時の事業継続支援）

県は、中小企業関係団体及び金融機関等と連携し、地震、風水害その他の災害時ににおいて、中小企業が速やかに復旧・復興を図り、事業を継続することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

（2）施行期日

公布の日とする。